

日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第二編 治安対策

第三章 その他の対策

法廷の秩序維持

昨五二年第一三国会で「法廷等の秩序維持に関する法律」が成立し(本年鑑二六集第三部第二編第三章参照)、裁判所傍聴規則が制定されるなどその面での取締りが強化されてきたが、本年も法廷における問題が続発し、とくに裁判の公開の原則に反するような公判がしばしばおこなわれ紛争の原因となった(例えばメーデー公判)。

田中最高裁判所長官は五月一八、一九の両日開かれた長官・所長会同の席上、法廷の秩序維持について訓示をおこなった。同長官はすでに一月「法曹時報」に「法廷秩序維持の諸問題」なる論文を発表したが、同論文では次のような積極的な見解を展開した。

- 一、被告・弁護人の要求によって担当裁判官が自己紹介することは、法の実現者である裁判所をその服従者にまで引きさげることの意味する。
- 一、法廷の秩序を無視すれば必ず制裁をうけ、不利益をこうむることを痛切に自覚させることが法廷秩序維持の根本である。
- 一、法廷の公開原則については、新聞、ラジオなど報道人が自由に出入できれば、この原則をみたしたものといえる。
- 一、自己の氏名の黙否は、「不利益供述拒否の権利」の濫用ではなく権利自体として認められない。
- 一、裁判所は法秩序の維持、実現のため正当防衛の権利を行使しなければならぬ。

右のような長官の見解、とくに公開の原則を縮小して適用する見解はメーデー事件公判その他本年の裁判において具体化され、同時に裁判所の警備員を従来の七〇人から二〇〇人にふやしてその中には柔剣道有段者も採用された。しかし公開原則の縮小解釈は多くの反対をよび、日本弁護士連合会はメーデー事件公判について一二月二〇日緊急理事会で次のような意見をきめ、裁判所、検察庁、弁護士会などに伝えた。この意見はその前半で裁判長の法廷指揮権を強調しているだけに注目された。

二四七名の被告を八つの部に分割審理することにしたのは一応うなずけるが、審理の進むにつれ順次併合または分離するものであることを弁護人を通じ被告らに明らかにしなかったこと、この事件が政治犯罪であってとくに「公開の法廷」という条件が重要であるのに法廷を改造して固定席とし、傍聴人をその定員だけに厳格に制限したり、傍聴人を退廷させた場合、新たに別の傍聴券を配布せず、新聞記者が入廷していれば公開だとしたこと、マイクの設備が不十分だったことなどが混乱の原因だと思われる。

本年中の裁判で法廷秩序に関して注目されたのはメーデー事件(第二部参照)とならんで、いわゆる「黙とう事件」であった。

昨五二年六月二五日朝鮮戦乱二週年記念に発生した「吹田事件」に関する公判は大阪地方裁判所でおこなわれていたが、七月二九日の公判廷で朝鮮休戦を記念して被告団が「朝鮮民主主義人

民共和国勝利の黙とうと拍手」をおこない、裁判長がこれを認めたという事件である。検察側はこれを不満とし、当日の録音テープと速記録を最高検察庁にもちこみ佐藤検事総長以下と対策をねった。佐々木裁判長は—

確信犯人(思想犯)というものは一種の殉教者的な気持をもっている。だから吹田事件の連中が平和の歌を歌ったり、黙とうしたりするのはちょうどキリスト教信者が讃美歌を歌うのと同じようなものではないか。もちろん、奨励したり積極的に許可すべきものとは思っていないが、だからといって絶対に禁止するほどのことではない。それによって法廷の秩序を乱し、権威を害されたとは思っていない。仮りに法廷秩序維持法を持出して禁止、退廷させたとすればどうなるか。結果的には決して公正な裁判がやれるとは思われない。私は信念をもってやっている。—

と語っている(朝日新聞八月四日)。八月六日衆議院法務委員会はこの問題をとりあげたが、佐藤検事総長および五鬼上最高裁判所事務総長は何れも裁判長の措置は適当でないと答弁した。同委員会および裁判官訴追委員会では佐々木裁判長を喚問して調査する態度をきめたが、当の裁判長はこれを司法権の侵害として反対し、出頭を拒否した。全司法労働組合大阪支部でもこの公判に対する介入に反対する運動を展開した。九月二六日最高裁判所では定例裁判官会議で、黙とうを許可したことは法廷の権威をそこなうものであるとする多数意見に一致、二九日次のとおり各裁判所に通達したが、大阪地方裁判所ではこの通達は具体的な訴訟指揮に関する規制となり裁判官への干渉になるという不満がつよいもようであった。

去る七月、大阪地方裁判所におけるいわゆる吹田事件の公判審理に当り多数の被告人および傍聴人が黙とうおよび拍手を行い裁判長がこれを制止する意思のない旨を表明し、そのなすがままに放任したという事実があった。法廷の秩序維持は、現下のわが司法部の重要問題の一に属するもので、従来たびたびの機会に意見を表明し、これに対処する裁判官の心構えが強調されてきたのであるがそれにもかかわらずかような事態の発生したことはまことに遺憾としなければならない。われわれは法廷を指揮する裁判官の態度いかんによって法廷の威信がそこなわれ国民の法に対する尊重の念が揺らぎ、法の権威を失墜するに至ることのあることをこの機会に深く考えなければならない。本通達は前記吹田事件の裁判にいかなる影響をもおよぼさぬことは当然である。

治安対策の方針

一〇月八日、法務省で検察長官会同が開かれその席上検事総長(岸本次長代理)の指示があったが、そのうちいわゆる公安関係に関する点は次のとおりであった。

公安関係の情勢については十分警戒を要するものがある。昨年上半期前後においては、東京、大阪、名古屋等の各地における大規模な騒動事件、あるいは浦和地検管内の横川事件のような極端な破壊的犯が続発したのであるが、これら一連の事件は、その中心分子はいずれも破壊的共産分子であり、共通の目的をもって破壊的行動に出たのであって、いわゆる共産革命の実施演習と認められるものである。彼ら共産分子は、昨秋および今春施行された国会議員選挙において、徹底的に惨敗したのにかんがみ、従来の一揆的方针や非法偏重の傾向および党員の理論的意識の低劣等を検討反省して活動全般にわたり、いわゆる戦術転換を打ち出すに至った。しかしながら、武装革命方式によって新綱領を実現せんとする基本方針は依然としてこれを堅持し、さきに京都、津、岐阜および釧路等の各地検において起訴した破壊活動防止法違反事件に現われたような、武装革命の必要性や正当性の宣伝が今日もなおその機関紙誌等により、継続して行われていることは看過し得ない。

しかも最近における動向として、検察上特に注目すべきものは彼らの革命的準備工作が朝鮮人左翼分子との協同の下に、合法非合法の両面にわたって押し進められていることだ。合法活動の面においては、反米、反吉田、反再軍備をスローガンとするいわゆる平和擁護運動として活発に展開され、巧みに大衆の利害問題をとらえて、内灘演習場問題などの軍事基地反対闘争をはじめ、九州および近畿各地方における災害復興闘争や各地の労働争議等と結合され、次第に広範かつ陰悪な大衆運動の様相を呈するに至っていることが看取される。

さらに非合法活動の面においては軍事組織の拡充がしつように押し進められ、各地に

中核自衛隊や独立遊撃隊の統一司令部等が編成され、これらの軍事組織が大衆運動に動員されているのみならず、長野地検管内における岡谷事件や横浜地検管内に発生した鶴見のダイナマイト隠匿事件のような武器の収集または軍事訓練等が全国各地に行われているようにうかがわれ、今後ますますこの傾向が悪化するものと認められる。

また労働組合運動に対する部面においても、昨秋以来政治的ゼネストの実現を目標として、総評をはじめこれが翼下の単産労組内におけるいわゆるグループとその総合指導態勢との整備を急速に進めつつあるやに認められ、これに関連し最近総評の政治的偏向ないし容共的色彩の増大しつつあることは特に注目を要する。また最近ストライキ戦術として実力による職場管理のようなかつてのいわゆる生産管理を主張し、昨秋以降の炭鉱スト等においても、既にその兆候を現わしたが、今次秋季攻勢に当っては、アカハタ紙上に公然と生産管理戦術を打ち出している。従って今後各種のストライキに際しても、軍事組織の支援の下に実力による職場占拠ないしは、実力ピケ等が敢行され、悪質事犯の続発が予想される。

かような情勢に対処すべき公安検察の運営については、まず平常から調査活動を強化して各分野の公安労働情勢を具体的につかむとともに、公安指紋、公安証拠の制度の主旨に則り、各種資料の収集、整備に努めることはもちろん、他面、警察その他の関係機関と連絡を密にし、警備と検察との調整に留意して適正なる検察方針の策定に特段の考慮を払うことが必要である。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
